

# 愛媛大学大学院学則（案）

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 2 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 教員組織（第 9 条）
- 第 3 章 収容定員（第 10 条）
- 第 4 章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間（第 11 条～第 15 条）
- 第 5 章 教育課程等（第 16 条～第 27 条）
- 第 6 章 入学（第 28 条～第 40 条）
- 第 7 章 休学、留学、退学及び除籍（第 41 条～第 44 条）
- 第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与（第 45 条～第 53 条）
- 第 9 章 教育職員免許（第 54 条）
- 第 10 章 賞罰（第 55 条・第 56 条）
- 第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（第 57 条～第 61 条）
- 第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 62 条～第 69 条）
- 第 13 章 特別の課程の履修証明（第 70 条）
- 第 14 章 雜則（第 71 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 愛媛大学大学院（以下「本学大学院」という。）においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

#### （点検評価）

第 2 条 本学大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### （教育研究上の目的の公表等）

第 3 条 本学大学院においては、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

#### （課程、専攻）

第 4 条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、理工学研究科の博士課程は、前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	専攻
法文学研究科	修士課程	総合法政策専攻 人文科学専攻
教育学研究科	修士課程	心理発達臨床専攻
	教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程	医学専攻
	修士課程	看護学専攻

理工学研究科	博士課程	博士前期課程	生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻
		博士後期課程	生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻
農学研究科	修士課程		食料生産学専攻 生命機能学専攻 生物環境学専攻
連合農学研究科	博士課程		生物資源生産学専攻 生物資源利用学専攻 生物環境保全学専攻

備考 連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

#### (連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学（以下「本学」という。）、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

#### 第6条 削除

（修士課程）

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

（教職大学院の課程）

第7条の2 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（博士課程）

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

## 第2章 教員組織

（教員組織）

第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、各研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）」とあるのは「授業」と、「大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）」は「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」と読み替えて適用するものとする。

## 第3章 収容定員

（収容定員）

第10条 研究科専攻別収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
法文学研究科		人	人

	総合法政策専攻	15	30	
	人文科学専攻	10	20	
	計	25	50	
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20	
	教育実践高度化専攻	40	80	
	計	50	100	
医学系研究科	医学専攻	30	120	
	計	30	120	
	看護学専攻	16	32	
	計	16	32	
理工学研究科	博士前期課程	生産環境工学専攻	62	124
		物質生命工学専攻	61	122
		電子情報工学専攻	59	118
		数理物質科学専攻	40	80
		環境機能科学専攻	28	56
		計	250	500
	博士後期課程	生産環境工学専攻	6	18
		物質生命工学専攻	5	15
		電子情報工学専攻	4	12
		数理物質科学専攻	4	12
		環境機能科学専攻	4	12
		計	23	69
農学研究科	食料生産学専攻	26	52	
	生命機能学専攻	23	46	
	生物環境学専攻	23	46	
	計	72	144	
連合農学研究科	生物資源生産学専攻	9	27	
	生物資源利用学専攻	4	12	
	生物環境保全学専攻	4	12	
	計	17	51	
合 計		483	1,066	

#### 第4章 学年, 学期, 休業日, 標準修業年限及び在学期間 (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

#### (休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

#### (標準修業年限)

第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 医学系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 理工学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。  
(在学期間)

第15条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

## 第5章 教育課程等 (教育課程の編成方針)

第16条 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。  
(教育方法)

第17条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

- 2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。  
(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第18条の2 教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。  
(履修方法)

第19条 第17条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。

- 2 学生は、他の研究科及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を得なければならない。  
(単位計算方法)

第20条 前条第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号の基準を考慮し

て定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 本学大学院（教職大学院を除く。以下この条において同じ）において教育上有益と認めるとときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10 単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 25 条及び第 25 条の 2 に規定する他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位とは別に、10 単位を超えない範囲で修了要件に算入できるものとする。

第 21 条の 2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第 25 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、学長がその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第 14 条に規定する標準修業年限に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。

3 第 1 項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第 14 条に規定する標準修業年限の 2 倍の年数に、2 年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位の授与)

第 23 条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により単位を与える。

2 単位の認定は、担当教員が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 25 条 学生（教職大学院の学生を除く。）が、国内の他の大学(以下「他の大学」という。)の大学院における授業科目の履修及び外国の大学の大学院へ留学する場合については、愛媛大学学則（以下「学則」という。）第 24 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「60 単位」とあるのは「10 単位」と、同条第 3 項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、同条第 4 項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と読み替えるものとする。

第 25 条の 2 学生（教職大学院の学生に限る。以下この条において同じ）が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める 46 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本学教職大学

院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 25 条の 3 本学大学院（教職大学院を除く。）において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第 25 条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第 26 条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程（以下「修士課程」という。）の学生が当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えることができない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学大学院又は研究科は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するものとする。

(連携協力校)

第 27 条の 2 本学教職大学院は、第 45 条の 2 第 1 項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力をを行う小学校等を適切に確保するものとする。

## 第 6 章 入学

(入学の時期)

第 28 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入学させることができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の 9 月 24 日から 9 月 30 日までに、次条から第 31 条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10 月 1 日とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第 29 条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

（医学系研究科博士課程の入学資格）

第30条 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (9) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (10) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該

外国の学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格)

第 31 条 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(入学の出願)

第 32 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び第 62 条第 1 項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 33 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第 34 条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第 63 条第 1 項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第 66 条の規定により入学料の免除又は第 67 条の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第 35 条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第 36 条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会又は研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て研究科長が決定する。

(再入学)

第 37 条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第 1 項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長が決定する。

(編入学等の入学手続等)

第38条 前2条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手続等については、第32条及び第34条の規定を準用する。

(進学)

第39条 博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、理工学研究科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(入学許可の取消)

第40条 第34条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

## 第7章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、研究科長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することができる。ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を越えることができない。
- 4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
- 5 休学期間にその休学の理由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。
- 6 休学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。
- 7 休学した期間は、これを第15条に規定する在学期間に算入しない。
- 8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科博士課程にあっては4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を超えることができない。

(留学)

第42条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第42条第1項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第14条に規定する標準修業年限及び第15条に規定する在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第44条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第15条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) 授業料の納付の義務を怠る者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

## 第8章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的とし

て小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。) を修得することとする。

ただし、在学期間に関しては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、1 年以上在学すれば足りるものとする。

**第 46 条 医学系研究科博士課程の修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、研究科の定めるところにより 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年以上在学すれば足りるものとする。**

**第 47 条 理工学研究科博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、研究科の定めるところにより 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。**

**第 48 条 連合農学研究科博士課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、研究科の定めるところにより 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上在学すれば足りるものとする。**

**第 49 条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を 2 年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第 47 条及び前条のただし書中「修士課程における 2 年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第 47 条又は前条の規定を適用する。**

**2 第 31 条第 2 号から第 8 号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第 47 条及び前条のただし書中「修士課程における 2 年の在学期間を含め 3 年以上」とあるのは「1 年以上」と読み替えて、第 47 条又は前条の規定を適用する。  
(学位論文)**

**第 50 条 修士課程及び博士課程における最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。**

**2 学位論文及び最終試験の合否は、研究科委員会等において審査し、決定する。  
(学位)**

**第 51 条 本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。**

**(論文提出による学位の授与)**

**第 52 条 前条に定めるもののほか、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。**

**(学位の授与に関する規程)**

**第 53 条 前 8 条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。**

## 第 9 章 教育職員免許

**(教育職員免許)**

**第 54 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。**

**2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。**

## 第 10 章 賞罰

**(表彰)**

**第 55 条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。**

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 56 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び戒告の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学が 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 14 条第 1 項から第 4 項までに規定する標準修業年限に算入しない。

## 第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生（研究生）

第 57 条 特定事項について本学大学院（教職大学院を除く。）において研究することを志願する者があるときは、研究科の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

2 本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。

(1) 修士課程及び博士前期課程

修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士課程及び博士後期課程

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第 57 条の 2 本学大学院（教職大学院を除く。）の授業科目中、1 又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長の申出に基づき学長が入学を許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 23 条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第 58 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研究科長の申出により学長が入学を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第 59 条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(特別研究学生)

第 60 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院（教職大学院を除く。）において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長の申出により学長が入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 61 条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院（教職大学院を除く。）に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、第 10 条に規定する収容定員の定員外とすることができます。

3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第 12 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第62条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則（以下「料金規則」という。）に定める額とする。

2 受理した検定料は、返還しない。

(入学料)

第63条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。

2 受理した入学料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。

(授業料)

第64条 学生は、授業料を納付しなければならない。

2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月23日まで

納付期 4月1日から4月30日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

納付期 9月24日から10月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。

4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。

5 受理した授業料は、返還しない。

6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以降の授業料相当額を返還する。

7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の納付期前に休学（前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。）又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(寄宿料)

第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。

3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。

2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の免除)

第66条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することがある。

(1) 本学の大学院に入学する者であつて経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者

(2) その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予することがある。

(1) 経済的理由によつて納付期限までに納付が困難である者

(2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者

(3) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9月入学者については2月末日までとする。

3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料等に係る学則の準用)

第 68 条 授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第 60 条から第 65 条まで、第 68 条及び第 69 条の規定を準用する。

(研究生等の検定料、入学料及び授業料)

第 69 条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に定める。

3 国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

4 国立大学以外の大学（以下「公私立等の大学」という。）又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料を徴収しない。

### 第 13 章 特別の課程の履修証明

(特別の課程の履修証明)

第 70 条 本学大学院は、学校教育法第 105 条及び学校教育法施行規則第 164 条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第 14 章 雜則

第 71 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

#### 附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

3 平成 16 年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並びに全研究科の学生の総定員は、第 10 条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 16 年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻	1 1
	障害児教育専攻	1 0
	教科教育専攻	6 3
	学校臨床心理専攻	9
	計	9 3
全 研 究 科		1, 039

#### 附 則

この学則は、平成 16 年 8 月 4 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専

攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 3 平成17年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成17年度
		総定員
教育学研究科	学校教育専攻 特別支援教育専攻 特別支援学校教育専修 特別支援教育コーディネーター専修 教科教育専攻 学校臨床心理専攻 (従前の専攻) 障害児教育専攻	10 5 6 60 18 5
	計	104

#### 附 則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 3 理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 4 平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		総定員	総定員	総定員
医学系研究科	【博士課程】 医学専攻 (従前の専攻) 形態系専攻 機能系専攻 生態系専攻	30 30 36 24	60 20 24 16	90 10 12 8
理工学研究科	【博士前期課程】 生産環境工学専攻 物質生命工学専攻 電子情報工学専攻 数理物質科学専攻 環境機能科学専攻 (従前の専攻) 機械工学専攻 電気電子工学専攻 環境建設工学専攻 機能材料工学専攻	60 57 57 40 26 30 27 30 27	120 114 114 80 52	120 114 114 80 52

	応用化学専攻	3 0		
	情報工学専攻	3 0		
	数理科学専攻	1 4		
	物質理学専攻	2 8		
	生物地球圏科学専攻	2 4		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	1 2	1 8
	物質生命工学専攻	5	1 0	1 5
	電子情報工学専攻	4	8	1 2
	数理物質科学専攻	4	8	1 2
	環境機能科学専攻 (従前の専攻)	4	8	1 2
	物質工学専攻	1 0	5	
	システム工学専攻	1 0	5	
	生産工学専攻	1 0	5	
	環境科学専攻	1 6	8	

附 則

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日

までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 3 平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
		総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	16
	教科教育専攻	50
	学校臨床心理専攻	18
	教育実践高度化専攻 (従前の専攻)	15
	学校教育専攻	5
	計	104
理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	122
	物質生命工学専攻	118
	電子情報工学専攻	116
	環境機能科学専攻	54
農学研究科	食料生産学専攻	26
	生命機能学専攻	23
	生物環境学専攻 (従前の専攻)	23
	生物資源学専攻	72
	計	144

#### 附 則

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成31年3月31日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 教育学研究科特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 3 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 令和2年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和2年度
		総定員
教育学研究科	心理発達臨床専攻	1 0
	教育実践高度化専攻 (従前の専攻)	5 5
	特別支援教育専攻	5
	教科教育専攻	2 0
	学校臨床心理専攻	9
	計	9 9

別表(第54条第2項関係)

研究科	専攻	免許状の種類	教科
法文学研究科	総合法政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	人文科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
		高等学校教諭専修免許状	
医学系研究科	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
理工学研究科 (博士前期課程)	生産環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	物質生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、理科
	電子情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、情報
	数理物質科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
		高等学校教諭専修免許状	数学、理科
	環境機能科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

令和2年4月に教育学研究科修士課程は、特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻を廃止し、心理発達臨床専攻を新設することから、大学院学則を一部改正する。

### 2. 変更点

- ・本学大学院の教育学研究科修士課程の専攻を心理発達臨床専攻に改める。  
(大学院学則第4条第2項)

- ・教育学研究科及び合計の収容定員を次のとおり改める。(同第10条)

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
教育学研究科	心理発達臨床専攻	10	20
	教育実践高度化専攻	40	80
合 計			

- ・特別支援教育専攻（特別支援教育コーディネーター専修）の廃止に伴い、条文中のただし書き及び括弧書きを削除する。(同第14条及び第45条)
- ・大学院の修了要件について、現職教員の場合には一部の実習科目が免除されることにより1年で修了することができることから、ただし書きを追記する(同第45条の2)。
- ・教育職員免許状を受けることのできる専攻及び免許状の種類を改める。(別表(第54条第2項関係))
- ・施行日及び専攻の廃止に伴う教育課程等の経過措置について定める(附則)

愛媛大学大学院学則の一部改正に係る新旧対照表（案）

現 行		改 正 案	
(課程、専攻) 第4条 (略)	(略)	(課程、専攻) 第4条 (略)	(略)
2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。	2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。	研究科 教育学研究科	修士課程 修士課程
修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	研究科 教育学研究科	修士課程 修士課程
(新設) 特別支援教育専攻 教科教育専攻 学校臨床心理専攻	(新設) 特別支援教育専攻 教科教育専攻 教育実践高度化専攻	修士課程 修士課程	修士課程 修士課程
教職大学院の課程	教職大学院の課程	教職大学院の課程	教職大学院の課程
(略)	(略)	(略)	(略)
(収容定員) 第10条 研究科専攻別収容定員は、次のとおりとする。	(収容定員) 第10条 研究科専攻別収容定員は、次のとおりとする。	研究科 教育学研究科	専攻 (新設) 特別支援教育専攻 特別支援学校教育専修 特別支援教育コーディネーター専修 教科教育専攻 学校臨床心理専攻 教育実践高度化専攻 計
専攻	専攻	入学定員	入学定員
収容定員	収容定員	総定員	総定員
教育学研究科	(新設) 特別支援教育専攻 特別支援学校教育専修 特別支援教育コーディネーター専修 教科教育専攻 学校臨床心理専攻 教育実践高度化専攻 計	10 5 20 9 15 55 488	10 6 40 18 30 104 1070
合計	合計	合計	合計
		483	1066
(標準修業年限) 第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、 <u>教育学研究科特別支援教育専攻特別支援教育コーディネーター専修の標準修業年限は、1年とする。</u>	(標準修業年限) 第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。	(略)	(略)

(課程の修了要件)

第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（教育学研究科特別支援教育コードイネーター専修には1年）以上在学し、各研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を修得することとする。ただし、在学期間に關しては、新設

(課程の修了要件)

第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（教育学研究科特別支援教育コードイネーター専修には1年）以上在学し、各研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を修得することとする。

(新設)

第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を修得することとする。ただし、在学期間に關しては、新設

(略)

(略)

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかるらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類は、改正後の別表（第54条第2項関係）の規定にかかるらず、なお従前の例による。
- 4 令和2年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和2年度	
		総定員	総定員
教育学研究科	心理発達臨床専攻 教育実践高度化専攻 (従前の専攻) 特別支援教育専攻 教科教育専攻 学校臨床心理専攻	10 55	10 55
	計	5 20	5 20
		9 99	9 99

別表（第 54 条第 2 項関係）

別表（第 54 条第 2 項関係）

研究科	専攻	免許状の種類	教科	研究科	専攻	免許状の種類	教科
教育学研究科	特別支援教育専攻	特別支援学校教諭事務免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)				幼稚園教諭事務免許状	
教科教育専攻	中学校教諭事務免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語				小学校教諭事務免許状	
	高等学校教諭事務免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語				中学校教諭事務免許状	
学校臨床心理専攻	幼稚園教諭事務免許状					国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語	
	小学校教諭事務免許状					小学校教諭事務免許状	
	中学校教諭事務免許状					中学校教諭事務免許状	
	高等学校教諭事務免許状					国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 英語	
教育実践高度化専攻	幼稚園教諭事務免許状					国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 職業, 家庭, 情報, 英語, フランス語, 宗教	
	小学校教諭事務免許状					小学校教諭事務免許状	
	中学校教諭事務免許状					中学校教諭事務免許状	
						国語, 社会, 数字, 理科, 音楽, 美術, 保健, 技術, 家庭, 職業, ドイツ語, フランス語, 宗教	
						国語, 社会, 教科, 音楽, 音楽, 保健体育, 家庭, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教	
						国語, 地理歴史, 公民, 数字, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保育, 保健, 看護, 農業, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産福祉, 職業導英語, ドイツ語, フランス語, 宗教	
						国語, 地理歴史, 公民, 数字, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保育, 保健, 看護, 農業, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産福祉, 職業導英語, ドイツ語, フランス語, 宗教	
						特別支援学校教諭事務免許状 (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

高等学校教諭専修免許状	シス語、宗教 国語、地理歴史 公民、数学、理科 工芸、音楽、美術 健体育、書道、保健, 看護、家庭、情 報、 農業、工業、商 業、水産、福祉 商船、職業指導 英語、ドイツ語 フランス語、宗 教
(新設)	

## 愛媛大学大学院研究科委員会規程

〔平成16年 4月 1日〕  
〔規則第 10 号〕

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第47条第2項の規定に基づき、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 研究科委員会は、当該研究科を構成する教授をもって組織する。

2 研究科委員会には、当該研究科委員会の定める規程に基づき、当該研究科を構成する准教授、講師(非常勤を除く。)及び助教を加えることができる。

### (審議事項)

第3条 研究科委員会は、当該研究科における次の各号に掲げる事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために審議する。

- (1) 大学院学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項
- (2) 大学院学生の懲戒に関する事項

2 研究科委員会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 諸規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 研究科長候補者の選考に関する事項
- (4) 教員の採用及び昇任のための選考に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 大学院学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 前項第1号に定めるもののほか大学院学生の在籍に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

3 研究科委員会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### (議長等)

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

3 研究科委員会の議事及び運営の方法については、当該研究科委員会が定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 愛媛大学大学院教育学研究科委員会規程

（平成27年4月1日  
制定）

## （趣旨）

第1条 この規程は、愛媛大学大学院研究科委員会規程（以下「大学規程」という。）第4条第3項及び愛媛大学大学院教育学研究科規則第4条第2項の規定に基づき、愛媛大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （組織）

第2条 研究科委員会は、研究科長並びに研究科の教育を担当する教授、准教授及び専任の講師をもって構成する。

## （審議事項）

第3条 研究科委員会は、大学規程第3条に基づき、同条各項に掲げる事項について、審議する。

## （議長）

第4条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、研究科長の指名した教育研究評議会評議員がその職務を代行する。

## （開催日等）

第5条 研究科委員会は、原則として毎月第3木曜日に開催する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認める場合は、臨時に研究科委員会を開催することができる。

## （議事）

第6条 研究科委員会は、構成員（休職、停職、出勤停止、育児休業、介護休業及び病気休暇中の者並びに出張及び研修のために本務地を離れる者を除く。以下同じ。）の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、大学規程第3条第2項第4号に掲げる事項については、構成員の4分の3以上の出席がなければならない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、大学規程第3条第1項第1号に掲げる事項のうち学位の授与に関する事項及び同項第4号に掲げる事項については、出席した構成員の3分の2以上をもって決するものとする。

## （議事録）

第7条 研究科委員会は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

## （事務）

第8条 研究科委員会の事務は、教育学部事務課において処理する。

## （雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学大学院教育学研究科運営内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。